

# 海外の地域別に見る医療費と、 国内健康保険の給付に関して

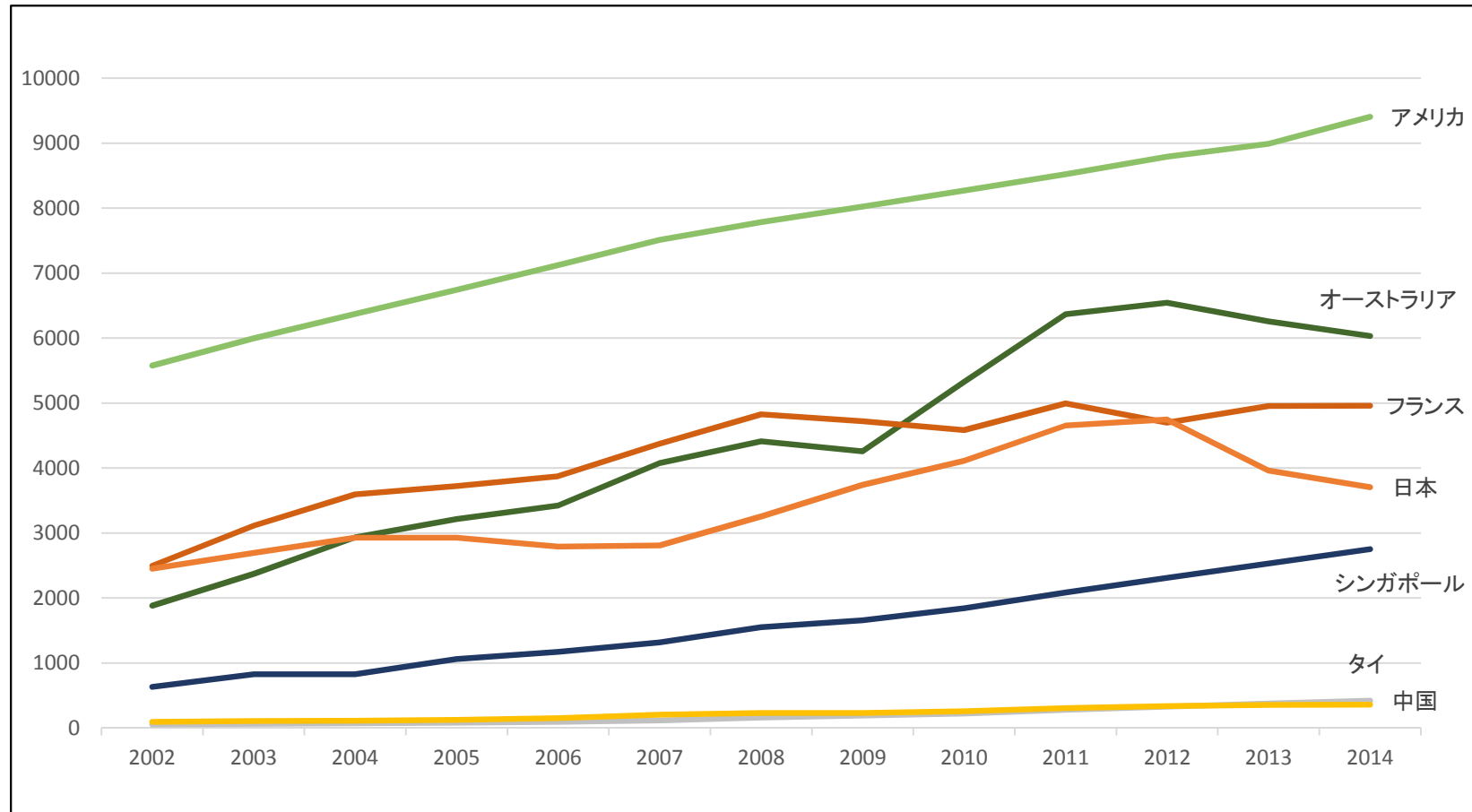
株式会社 プレステージ・インターナショナル

# 1. 海外の地域別にみる医療費

# 世界各国の医療費の推移①



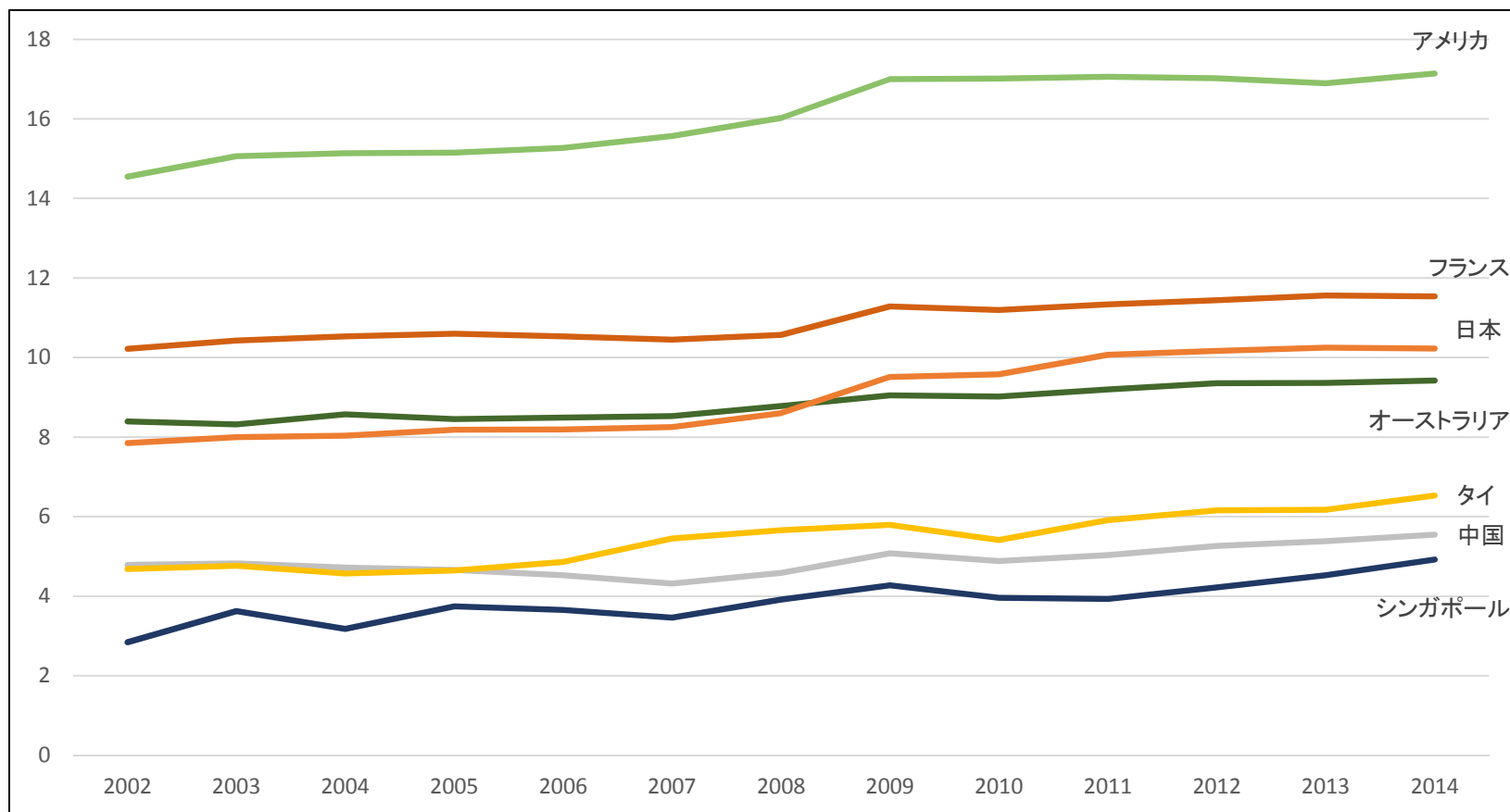
## 年代別一人当たりの平均医療費(US\$)



【出展】 World Bank 2016

全世界的に上昇傾向にあるが、近年において日本は下降傾向

## 年代別医療費対GDP比率(%)



【出展】 World Bank 2016

上昇はゆるやかであるが、医療費と同様米国が突出している

## 国/傷病ごとの医療費水準

	盲腸手術	骨折	胃腸炎	歯科 (クラウン治療)	歯科 (部分入れ歯)
米国	¥2,165,800	¥65,000	¥91,600	¥130,000	¥120,000
カナダ	¥1,773,800	¥77,600	¥22,900	¥50,536	¥57,123
イギリス	¥1,737,100	¥43,400	¥73,900	¥12,000	¥16,000
フランス	¥860,500	¥50,300	¥24,500	¥108,000	¥210,600
オーストラリア	¥1,021,100	¥40,800	¥23,000	-	-
香港	¥297,500	¥37,500	¥12,600	¥45,000	¥180,000
日本	¥400,000	¥15,000	¥3,000	¥9,139	¥79,689

【出典】 ・ ジェイアイ傷害火災保険、東京海上日動火災、日本医師会の各データ参照  
 ・ 歯科治療費の国際比較

日本と比較すると、海外の水準は医科・歯科共に総じて高い

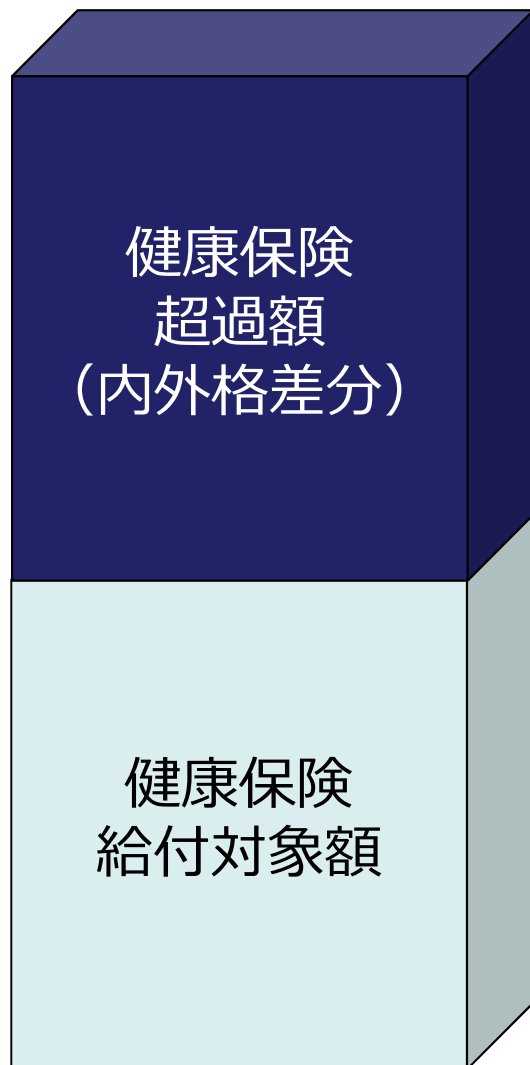
# 医療費に影響を与える属性



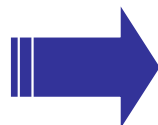
赴任国	倍率	赴任国	倍率
アメリカ	2.05	タイ	1.77
イギリス	1.83	インド	0.45
その他欧州	1.04	その他アジア	0.88
中国	1.40	オーストラリア	1.86
シンガポール	1.96	新興地域	1.00

## 2. 国内健康保険の給付に関して

# 医療費比較：日本の医療費水準



日本と海外の医療費水準を検証するために、国内の健康保険の給付基準が、海外の各地域の平均医療費に占める割合を算出



海外の医療費であっても健康保険の給付額は日本の基準に合わせて算出されるが、全ての地域において内外格差が発生しているため、海外の医療費は高額であることが確認出来る

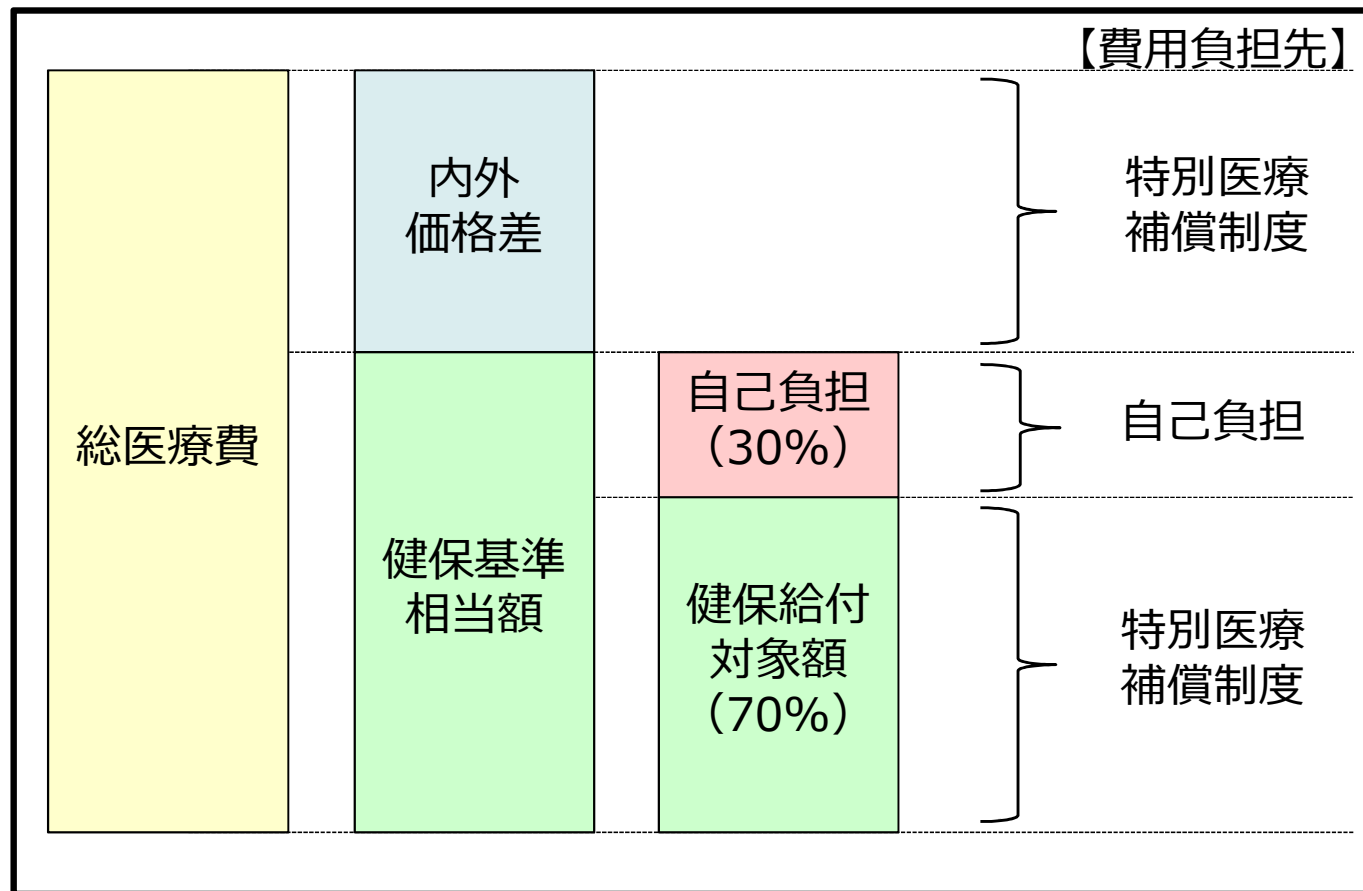
地域	健康保険給付対象額 ÷ 各地域の平均医療費
米国	19%
中国	34%
アジア	55%
欧州	23%
その他地域	22%



# 新たな医療費支援モデル



現地医療保険や海外旅行保険の保険料高騰により、健康保険組合の財政状況を勘案し、特別医療補償制度を組成しつつ、本人に一定の自己負担を課す方法で、医療費の抑制を目指す企業が増えている。



## 現状

- ・ 医療費を保険や実費支給等で全額負担する企業が少なくない。  
→民間企業大手50社中16社（32%）  
（旬刊「福利厚生データ」No.2025より参照）
- ・ 本人負担を設定している場合でも、国内勤務者の負担割合と比較すると低いケースが多い。

## 検討ポイント

少なくとも国内健保審査基準の3割相当分や現地医療保険の免責部分は本人負担とする等の制度変更が必要となる。

- ・新興地域における物価上昇や先進医療の広がり等が起因し、全世界的に医療費は上昇し続ける
- ・更に、企業のグローバル化に伴い企業内の海外出向者の割合が増加し、特に今後医療費の上昇が見込まれる新興国への出向者数が増加することで、企業の医療費負担は加速度的に増す
- ・マクロ的な要因からも、将来に亘って医療費負担の増加を止めることは不可能だが、企業の自助努力により負担を抑制、軽減することは可能
- ・先ず、企業は自社の医療費支援の実情を把握することが必要
- ・そして国内健康保険の有効活用とともに、適正な本人負担の導入や健康管理体制の見直し等の施策を講じる必要がある

本PDFファイルに掲載している文章、画像、表、グラフなどのコンテンツの著作権は、株式会社プレステージ・インターナショナルまたは正当な権利を有する第三者に帰属しています。これらのコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

著作権者の承諾なしに本書の一部または全部をWebサイトに転載すると著作権法違反となり、3年以下の懲役、又は300万円以下（法人に対しては最高1億円）の罰金が課せられます。

著作権法第32条では、

「公表された著作物は、引用して利用することができる」と規定されていますが、その文章に続けて「その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上、正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と規定されています。

ただ単に出所を表示しただけでは、著作権法で定められた「引用」として扱われませんので、ご注意ください。